

南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

平成 28 年 5 月 27 日市長決裁

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、法第 25 条第 1 項に基づく南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に必要な事項の協議及び調整を行う。

(組織)

第 3 条 協議会は、市長が委嘱し、又は任命する次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 福祉関係団体を代表する者
 - (3) 観光関係団体を代表する者
 - (4) 地域住民団体を代表する者
 - (5) 市民
 - (6) 公共交通事業者
 - (7) 道路管理者
 - (8) 北海道公安委員会
 - (9) 関係行政機関
 - (10) 市職員
 - (11) その他市長が必要と認める者
- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

(会議)

- 第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。ただし、最初の会議は、市長が召集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、建設部まちづくり推進課において行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。